第1章 総則

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条の規定による 公有財産(以下「財産」という。)で組合の所有に属するものの取得、管理および処分につい ては、法令その他特別の定めがあるもののほかこの規則の定めるところによる。

(財産の所管)

第2条 行政財産および普通財産は、事務局の所管に属させる。

(財産事務の総括)

- 第3条 公有財産に関する事務の総括は、事務局長が行う。
- 2 事務局長は、前項の事務を行うため必要があると認めるときは、公有財産の管理の状況について報告を求め、実地について調査し、または用途の変更もしくは廃止、その他必要な措置を求めることができる。

(財産管理者)

第4条 財産は、財産管理者が管理しなければならない。

(財産事務取扱者)

- 第5条 財産管理者は、総括にその管理する財産に関する事務を分掌させなければならない。 (借受物件に対する準用)
- 第6条 組合が借受け、受託その他の理由により保管する物件で財産と同一種類に属するものの管理については、この規則の財産管理に関する規定を準用する。

第2章 取得

(財産取得前の措置)

第7条 財産管理者は、財産を取得しようとするときは、当該財産についてその境界および現況 を確認するとともに、私権の設定または特殊の義務の有無を調査し、私権の設定または特殊の 義務の負担があるときは、これに関して必要な措置を講じて支障なく取得の目的に供し得るよ うにしなければならない。

(取得の手続)

- 第8条 財産管理者は、財産を取得しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、管理者の承認を受けなければならない。ただし、当該財産の種類または取得の原因によりその一部を省略することができる。
  - (1) 取得しようとする財産の名称、所在地、表示および明細
  - (2) 取得しようとする理由および用途

- (3) 取得の区分(購入、新築、新設、寄付受納等の別)
- (4) 取得予定価格および価格算定の根拠(寄付受納の場合にあっては、評価額および評価額算 定の根拠)
- (5) 相手方の住所および氏名(法人の場合は、その所在地、名称および代表者の氏名とする。以下同じ。)
- (6) 契約の方法およびその根拠
- (7) 契約書案
- (8) 予算額および経費の支出科目
- (9) 前条の規定による調査に関する書類
- (10) 売渡承諾書(公共団体その他の法人であるときは、当該財産の処分について当該法人の 議決機関の議決を必要とするものにあっては、議決書の写または許認可書もしくは許認可書 の写)
- (11) 寄付申出書(寄付申出者が法人であるときは、前号に掲げる書類を添付すること。)
- (12) 建物その他土地の定着物を取得しようとするときその敷地が借地である場合は、当該土地の面積、所有者の住所、氏名および借料を明らかにした書類ならびに当該土地使用についての承諾書
- (13) 関係図面
- (14) その他必要と認められる書類

(新築等による財産の取得)

第9条 建物等の新築、増築等に関する工事が完成したときは、関係書類および図面を調製しなければならない。

(登記または登録)

第10条 財産管理者は、登記または登録の必要がある公有財産を取得したときは、遅滞なく登 記または登録の手続きをしなければならない。

(土地の境界の表示)

第11条 財産管理者は、新たに公有財産となった土地について隣接地の所有者またはその代理 人と立会のうえ、その境界線上の重要な箇所に境界杭(別記様式第1号)または標識を設置し なければならない。

(代金等の支払)

第12条 財産の購入代金または交換差金は、登記または登録のできるものについては、登記または登録を完了した後に、その他のものについては当該財産の引渡しを受けた後でなければ支払うことはできない。ただし、管理者が必要があると認めたときは、この限りでない。

第3章 管理

(維持および保存)

- 第13条 財産管理者は、その所管に属する財産について常にその効率的利用を図り、次の各号 に掲げる事項について随時調査するとともに管理のため必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
  - (1) 財産の維持、保存および利用の適否
  - (2) 電気、ガス、給排水その他諸施設の良否
  - (3) 土地の境界の確認および無断使用の有無
  - (4) 財産台帳および付属図面と所管財産との照合
  - (5) その他財産の管理または取締りのため必要な事項

(行政財産の用途変更または廃止)

- 第14条 財産管理者は、行政財産の用途を変更し、または、廃止しようとするときは、次の各 号に掲げる事項を記載し、管理者の承認を受けなければならない。ただし、当該財産の種類ま たは変更の程度によりその一部を省略することができる。
  - (1) 当該財産の財産台帳記載事項
  - (2) 用途の変更または廃止の理由およびその期日
  - (3) 変更後の利用計画
  - (4) 関係図面その他参考となる事項
  - (5) 移築または移設の場合にあっては、移築または移設先の所在地名および地番
- 2 移築または移設先が借地であるときは、前項各号に定めるもののほか、所有者の住所、氏名 または借料を明らかにした書類ならびに当該土地使用についての承諾書を添付しなければなら ない。

(行政財産の使用許可)

- 第15条 行政財産は、次の各号の一に該当する場合で、当該財産の用途または目的を妨げない ときは、1年を限度として使用させることができる。ただし、管理者が特別な事由があると認 めるときは、1年を超えることができる。
  - (1) 庁舎等を利用する者のための厚生施設を設置する場合
  - (2) 公共目的のため講習会等の用に短期間使用させる場合
  - (3) 水道事業、電気事業、ガス事業、その他の公益事業の用に供することがやむを得ないと認められる場合
  - (4) 組合の事務事業の遂行に密接な関係を有する活動の用に供するため使用させる場合
  - (5) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか国、他の地方公共団体、その他公共団体において公用または公共用に供するため特に必要と認められる場合
- 2 前項の使用期間は、これを更新することができる。

(使用許可の手続)

- 第16条 行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書(別記様式第2号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 財産管理者は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を調査し、行政財産の使用を許可しようとする場合にあっては、次の各号に掲げる事項を記載した書類に使用許可書(別記様式第3号)案を添付して管理者の承認を受けなければならない。
  - (1) 当該財産の財産台帳記載事項
  - (2) 使用を許可しようとする物件の明細
  - (3) 使用を許可しようとする理由
  - (4) 使用を許可しようとする期間
  - (5) 使用料およびその算定の根拠
  - (6) その他参考となる事項

(普通財産の貸付)

- 第17条 法第238条の5第1項の規定による普通財産の貸付けを受けようとする者は、普通 財産借受申請書(別記様式第4号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 事務局長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を調査し、普通財産の貸付けをしようとする場合にあっては、次の各号に掲げる事項を記載した書類に契約書案(管理者が必要と認めた場合にあっては、普通財産貸付承諾書(別記様式第5号))を添付して管理者の承認を受けなければならない。
  - (1) 当該財産の財産台帳記載事項
  - (2) 貸付けしようとする理由
  - (3) 貸付け期間
  - (4) 有償、無償の別
  - (5) 有償の場合は、貸付料ならびにその納入方法および納入期限
  - (6) 法第238条の5第6項の規定による用途指定貸付の場合は、その用途ならびにその用途 に供しなければならない期日および期間
  - (7) 随意契約により貸付ける場合は、その相手方の住所および氏名ならびにその利用計画また は事業計画
  - (8) 一般競争または指名競争に付そうとするときは、貸付料の予定価格
  - (9) 無償または減額貸付をする必要があるとき、または指名競争に付し、もしくは随意契約しようとするときは、その理由および適用法令の条項
  - (10) 相手方の願による場合はその願書
  - (11) 貸付しようとする財産の関係図面
  - (12) その他参考となる事項

(貸付期間)

- 第18条 普通財産の貸付けは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。
  - (1) 植樹を目的として土地および土地の定着物(建物を除く。以下この条において同じ。)を貸し付ける場合 60年以内
  - (2) 建物の所有を目的として土地および土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法第22条(平成3年法律第90号)の規定に基づく借地権の存続期間を設定するとき 50年以上
  - (3) 前2号の場合を除くほか、土地および土地の定着物を貸し付ける場合 30年以内
  - (4) 建物その他の物件を貸し付ける場合 10年以内
- 2 前項の期間は、同項第2号に掲げる場合を除き、更新することができる。この場合において は、更新の日から同項各号に規定する期間とする。

(貸付料)

- 第19条 普通財産の貸付けに対しては、別に定める基準により貸付料を徴収しなければならない。ただし、一般競争入札または指名競争入札等により貸付ける場合は、当該落札価額をもって貸付料とする。
- 2 貸付料は、その都度または毎月もしくは毎年定期に納入させなければならない。ただし、必要があると認めるときは、数月分または数年分を前納させることができる。
- 3 年度の中途において貸付けるときは、その年度分の貸付料は、貸付けた月から月割をもって 徴収し、年度の中途において契約を解除した時は、その翌月から月割をもって既納貸付料を還 付する。ただし、契約の解除が借受人の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。 (貸付料の改定等)
- 第20条 事務局長は、普通財産を有償で貸与した後次の各号の一に該当するに至ったときは、 速やかに貸付料を再評価し、契約を更改しなければならない。
  - (1) 特別の事由により貸付財産の状況に著しい変化があったとき。
  - (2) 経済事情の変動等により貸付料が時価に比し著しく不当となったとき。
  - (3) その他貸付料を改定する必要があると認めたとき。

(貸付期間の更新等)

- 第21条 借受人は、借受期間の更新または第18条第1項各号に規定する期間の範囲内で借受期間の延長を希望するときは、借受期間満了前30日までに公有財産借受期間更新(延長)申請書(別記様式第6号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 事務局長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を調査のうえ意見を付して管理者 の承認を受けなければならない。

(督促)

第22条 財産管理者は、借受人が貸付料を納期限までに納付しないときは、法第231条の3 第1項の規定により当該借受人に督促しなければならない。 (延滞金)

第23条 貸付料に係る延滞金は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該貸付料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じた額とする。

(原状変更等の承認)

第24条 借受人は、借受財産の原状または使用目的を変更しようとするときは、公有財産原状 (使用目的)変更承認申請書(別記様式第7号)を提出して管理者の承認を受けなければなら ない。

(異状が生じたときの届出)

第25条 借受人は、天災その他の事故により借受財産に異状が生じたときは、直ちにその旨を 記載した書面に証拠となる書類を添えて管理者に届け出なければならない。

(貸付契約の解除)

- 第26条 事務局長は、貸付財産が次の各号の一に該当するに至ったときは、特別の事情がある と認められる場合を除くほか貸付契約の解除について管理者の承認を求め借受人に対し、貸付 契約解除の通知書を送付しなければならない。
  - (1) 法第238条の5第4項の規定により貸付契約を解除しようとするとき。
  - (2) 法第238条の5第6項の規定により貸付契約を解除しようとするとき。
  - (3) 貸付料を滞納したとき。
  - (4) 管理が良好でないため、当該財産に損害を与えたとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか貸付条件に違反したとき。

(借受財産の返還)

- 第27条 借受人は、借受期間が満了し、または貸付契約の解除があったときは、公有財産返還 届(別記様式第8号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 事務局長は、前項の規定により返還届の提出があったときは、借受人の立会を求め貸付財産 について異常のないことを確認し、その引き渡しを受けなければならない。

第4章 処分

(出資)

第28条 事務局長は、法第238条の5第1項の規定により財産を出資しようとするときは、 出資しようとする財産の種類および数量、出資の理由、出資の相手方その他必要な事項を記載 し、管理者の承認を受けなければならない。

(譲与)

- 第29条 普通財産の譲与を受けようとする者は、公有財産譲与申請書(別記様式第9号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 事務局長は、普通財産を譲与しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして管

理者の承認を受けなければならない。ただし、当該財産の種類または譲与の方法によりその一部を省略することができる。

- (1) 当該財産の財産台帳記載事項
- (2) 当該財産の見積価格
- (3) 譲与しようとする理由
- (4) 相手方の住所および氏名
- (5) 相手方の利用計画または事業計画
- (6) 法第238条の5第6項の規定による用途指定として譲与するときは、その用途ならびに その用途に供しなければならない期日および期間その他譲与に付帯する条件
- (7) 契約書案
- (8) 譲与しようとする財産の関係図面
- (9) その他必要と認める事項

(売払)

- 第30条 事務局長は、法第238条の5第1項の規定により財産の売払いまたは減額譲渡をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載して管理者の承認を受けなければならない。
  - (1) 当該財産の財産台帳記載事項
  - (2) 売払いまたは減額譲渡しようとする理由
  - (3) 売払い予定価格または減額譲渡価格
  - (4) 売払い代金の納入時期および納入方法
  - (5) 指名競争に付し、または随意契約によろうとするときは、その理由およびその適用法令の 条項
  - (6) 指名、随意契約によろうとするときは、相手方の住所、氏名および随意契約の場合は、その利用計画または事業計画
  - (7) 売払いまたは減額譲渡代金の延納または分納を特約しようとするときは、その内容および その適用法令の条項
  - (8) 法第238条の5第6項の規定による用途指定をして売払いしようとするときは、その用途ならびにその用途に供しなければならない期日および期間
  - (9) 契約書案
  - (10) 予算額および収入科目
  - (11) 売払いしようとする財産の関係図面
  - (12) その他必要と認める事項

(交換)

第31条 財産管理者は、法第238条の5第1項の規定により財産を交換しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 交換しようとする相手方の財産の所在地名および地番
- (2) 交換に供する公有財産の台帳記載事項
- (3) 交換しようとする理由
- (4) 用途および利用計画
- (5) 交換しようとする両財産の明細
- (6) 交換しようとする両財産の見積価格およびその算定の根拠
- (7) 相手方の住所および氏名
- (8) 相手方の承認書。ただし、相手方の願によるときは、その願書
- (9) 相手方が公共団体、その他法人であるときは、交換に関する当該議決機関の議決書またはこれに代る書類
- (10) 交換差金があるときは、その金額の納入または支払いについての具体的事項ならびに予算額および経費の歳入歳出科目
- (11) 相手方が交換差金の請求権を放棄するときは、その申出書
- (12) 交換しようとする両財産の関係図面
- (13) その他参考となる事項

(建物等の取りこわし)

- 第32条 財産管理者は、その管理する建物等を取りこわそうとするときは、次の各号に掲げる 事項を記載し、管理者の承認を受けなければならない。
  - (1) 当該財産の財産台帳記載事項
  - (2) 取りこわしの理由
  - (3) 取りこわし工事費の予定価格
  - (4) 取りこわし後の保管または処分の方法
  - (5) 予算額および収入科目または支出科目
  - (6) その他参考となる事項

(延納利息)

- 第33条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第169条の7第2項の規定により売払 代金または交換差金の延納を特約しようとする場合に徴する延納利息は、次の各号に掲げると ころによる。
  - (1) 財産の譲渡または交換を受ける者が当該財産を営利を目的とせずまたは利益をあげない用途に供する場合にあっては、年6.5パーセント
  - (2) 前号以外の場合にあっては、年7.5パーセント (督促および延滞金)
- 第34条 第22条および第23条の規定は、普通財産の売払代金、交換差金の督促および延滞 金について準用する。

(違約金)

第35条 譲受人が用途指定に違反する行為その他契約上の義務に違反する行為をし、契約を解除された場合は、損害賠償のほかに違約金を支払うことを約定することができる。

第5章 財産台帳

(財産台帳)

- 第36条 事務局長は、財産の状況を明らかにするため財産台帳(別記様式第10号から別記第 22号まで。以下「台帳」という。)を調製しなければならない。
- 2 台帳には、区分、種目、所在、数量、その他必要な事項を記載し、実測図、配置図、平面 図、その他関係図面を付属しなければならない。
- 3 財産管理者は、台帳記載事項に変動があったときは、そのつど台帳の修正をしなければならない。

(台帳価格)

- 第37条 台帳に記載すべき価格は、購入によるものは、購入価格、交換によるものは交換当時における評定価格、収用によるものは補償価格、その他のものは次の各号に掲げる区分により、それぞれ定められた価格によるものとする。
  - (1) 土地については、類地の時価を考慮して算定した価格
  - (2) 建物については、建築費。ただし、これによりがたいものについては見積価格
  - (3) 立木竹については、その材積に単価を乗じて算定した額。ただし、庭木その他材積を基準として算定することが困難なものは見積価格
  - (4) 法第238条第1項第4号および第5号に掲げる権利については、取得価格ただし、これによることの困難なものは見積価格
  - (5) 法第238条第1項第6号に掲げる財産のうち株券については払込金額、その他のものに ついては額面金額
  - (6) 法第238条第1項第7号に掲げる出資による権利については出資金額 (価格の改定)
- 第38条 事務局長は、台帳に記載した財産の価格を改定しようとするときは、評価要領を示し 管理者の承認を受けなければならない。

(土地の地積修正)

第39条 台帳に記載する土地の面積は、登記簿に登載された面積とする。この場合において、 土地の面積が実測面積と異なるときは、台帳の備考欄に実測面積を記載し、不動産登記法(平 成16年法律第123号)第37条の規定により地積修正のための土地表示変更の登記を嘱託 しなければならない。

(地目または地番の整理)

第40条 台帳に記載する土地の地目および地番は、登記簿に登載された地目および地番とす

る。この場合において、地目が現況と相違するものまたは2以上の地番を有するものについては、不動産登記法第37条の規定により地目変更または同法第39条の規定により合筆による土地表示変更の登記を嘱託しなければならない。

(証拠書類による台帳記載)

- 第41条 財産に関する権利の得喪、変更、その他財産の異動を台帳に記載する場合において は、次の各号に掲げる証拠書類によらなければならない。
  - (1) 購入、譲渡、譲与または交換によるものについては、その決裁書、契約書および登記済書
  - (2) 寄付受納によるものについては、その決裁書、寄付申出書および登記済書
  - (3) 所管替えによるものについては、その決裁書および引継書
  - (4) 工事によるものについては、工事関係書類
  - (5) 財産の滅失、き損、その他前各号に掲げる理由以外の理由による異動のものについては、その関係書類

(証拠書類の整理)

- 第42条 財産にかかる証拠書類は、すべて事務局長が整理保管するものとする。
- 2 財産の取得、処分、所管替え等にかかる証拠書類ならびに関係図面および登記または登録済 を証する書類は、そのつど整理保管するものとする。

第6章 報告

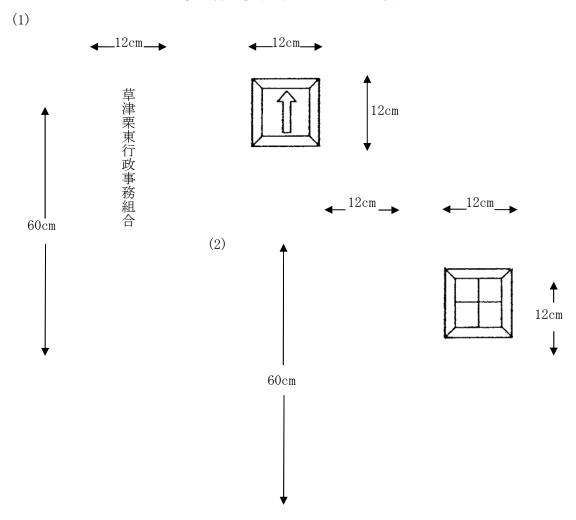
(損害報告)

- 第43条 財産管理者は、天災その他の事故によりその所管に属する財産が滅失またはき損した ときは、速やかに次に掲げる事項を管理者に報告しなければならない。
  - (1) 被害財産の名称、所在地および地番
  - (2) 事故発生の日時および原因
  - (3) 被害の面積、数量および程度
  - (4) 損害見積額および復旧可能なものについては、これに要する経費の見積額
  - (5) 被害財産の保全または復旧のためにとった応急措置
  - (6) 貸付財産にあっては、事故に対する借受人の責任の有無および借受人に責任がある場合は、その損害賠償負担能力
  - (7) 損害保険を付してあるものについては、その保険金額および取得見込額
  - (8) その他参考となる事項

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

境 界 杭(鉄筋コンクリート製)



行政財産	使用許	□□□	申請書
------	-----	-----	-----

年 月 日

草津栗東行政事務組合管理者

宛

申請者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称および代表者氏名)

下記のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。

	ı	Life	所在	主地									
使	土	地	地	積									
用 財			所在	主地									
産	建	物	構	造									
の 表			面	積	(建坪)			m²	(延5	平)		m²	
示	その	の他	種	類									
	財	産	数量	<b></b> 書等									
使月	用目!	的お	よび	用途									
使	用	希 !	望期	間	年	月	日から	年	Ē	月	日まで		
使	用許	可目	申請理	里 由									
添	个	十	書	類	関係図	面							
備				考									

行政	財産	矿	用	許	可書
111	7 J /=	ᅜᅜ	/ 1.1	ні	. 1 🗎

年 月 日

住 所

氏 名

草津栗東行政事務組合管理者

下記の物件を使用することを許可する。

- 1 使用許可物件の明細
- 2 使用許可の目的
- 3 使用許可の期間
- 4 使用料 円(減額する額 円 免除)徴収額 円
- 5 使用料の納入方法および納入期限
- 6 使用許可の条件 (使用許可の条件に違反したときの処分) その他行政処分の条件を含む。
- 7 その他必要と認める事項

普	.:	財	産	借	受	申	請	書
百	皿	只	)生	18	'X.	1111	丽月	音

年 月 日

草津栗東行政事務組合管理者宛

申請者住所

氏 名

(法人にあっては、その名称および代表者氏名)

連帯保証人 住 所

氏 名

住 所

氏 名

下記のとおり普通財産を借り受けたいので保証人と連署のうえ申請します。

			所在	E地									
借財産	土	地	地	積									
借り受けようとする財産の表示			地	目									
は一条			所在	E地									
りと	建	物	構	造									
する			面	積	(建	坪)			m²	(延坪)			m²
	その	)他	種	類									
	の具	才産	数量	書等									
借受	目的	お。	はび月	用途									
借	受 肴	学望	基期	間			年	J	月	目から	年	月	日まで
希望	望借	計 受	と 料	金									
泺	4	-	<del></del>	挤	1	印鑑登	绿証明	書					
添	付		書	類	2	関係図	面						
備				考									

普通財産貸付承諾書

年 月 日

住所

氏名

草津栗東行政事務組合管理者

貸付の申請があった下記の物件を使用することを承諾する。

記

- 1 貸付承諾物件の明細
- 2 貸付承諾の目的
- 3 貸付承諾の期間
- 4 貸付料

円

- 5 貸付料の納入方法および納入期限
- 6 貸付承諾の条件
- 7 その他必要と認める事項

## 公有財産借受期間更新(延長)申請書

年 月 日

草津栗東行政事務組合管理者宛

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称および代表者氏名)

連帯保証人

住 所

氏 名

住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称および代表者氏名)

下記のとおり普通財産を借受けておりましたところ 年 月 日をもって期間が満了しますので、次のとおり期間更新(延長)の承認くださるよう申請します。

	現 受	借	Ę	Ž,	年	J	-	日				-	年	月	日
	在 状	借	受	満	了	年	月	日				4	丰	月	日まで
	の か	借		受		料		金							
		借	受目	的	お	よて	ブ用	途							
	今 受 で 後 の つ	借	受	肴	<u>.</u> ל	望	期	間	年	月	日から	4	丰	月	日まで
	のつ	希		望		料		金							
	借い	借		受		目		的							
Ž	忝	付			書			類	関係図面						
1	莆							考							

様式第7号(第24条関係)
公有財産原状(使用目的)変更承認申請書
年 月 日
草津栗東行政事務組合管理者宛
借受人 住 所 氏 名
(法人にあっては、その名称および代表者氏名)
連帯保証人 住 所
氏 名 住 所
氏 名
下記のとおり借受財産の原状(使用目的)を変更したいので承認くださるよう申請しま
す。
記 
借受財産の表示
借受年月日
現在の使用目的
お よ び 用 途
原状または使用目的を
変更しようとする理由
原状または使用目的を関係図面(別添)
変更しようとする部分を明示した平面図配置図等
   備

## 公 有 財 産 返 還 届

年 月 日

草津栗東行政事務組合管理者宛

借受人 住 所 氏 名

(法人にあっては、その名称および代表者氏名)

下記のとおり財産を借り受けておりましたところ 年 月 日期間満了(または契約書等第 条の定め)により返還します。なお、借受料金を完納して借り受け当時の原状に回復したことをお届けします。

借	受	財	産	の	表	示											
借	Š	Ź,	年	J	1	田				年	Ē	月	日				
借	受目	目的	お	よて	バ 月	途											
借		受		期		間		年	月		日	から		年	戶.	]	日まで
借		受		料		金						円		年	月	]	日完納
	還し お					理日											
備						考											

公有財産譲与申請書

年 月 日

草津栗東行政事務組合管理者宛

申請者 住 所 氏 名

(法人にあっては、その名称および代表者氏名)

下記のとおり公有財産を譲与してくださるよう申請します。

	所 在	地	
土 地	过地	目	
	地	積	
	所 在	地	
建物	構	造	
	面	積	
用目的	(計画	)	
与 希	望 価	額	
を受けよう	うとする理	由	
の他必	要 な 事	項	
	建 制 目 的 を 受 が よ	土 地 地 地 地 地 地 地 市 在 物 面 ( 計 面 手 希 望 価 を受けようとする 理 を受けようとする また か また か は か な か か な か か な か か か か か か か か か か	土 地   地 積   地 積   が 構   面 積   面 前   毎 毎   毎 毎   毎 毎   毎 毎   毎 毎   毎 毎   毎 日   日<

## 様式第10号(第36条第1項関係)

索引

索引番号	施	設	名	索引番号	施	設	名

様式第11号(第36条第1項関係)

							±	:	地	台	帳	集	計 表)				索引番号	Ļ	
土 地	施設名											1	冷 簿 面 積	実 測	面積	図	面番号	沿	
											面積							-	
所 在   種 目																			
					増				減			 現	在		記載年	<u> </u> 月日	印	革	
年月日	増減理	由	数	量		格	数	量	価	格	数	量	価格	記号番号	照合年		印	備	考
						円				円			円						

様式第12号(第36条第1項関係)

				-	土 地	台「	長 (内部	?表)			索引番		
郡市	町村	大 字	字	地 番	地目	数 坪ま7	たは反	平方メ	量ートル	価格	原 因 年月日	登 記 年月日	備考
										円			
											_		

様式第13号(第36条第1項関係)

								建	設	台	j	帳 (集	計	表)				索引音	番号	륫	
建物番号		種	木油	生	非木	構	Ĵ.	垲	Ė		葺	,	建	;	地下		屋階	外	壁		その他
使用名称		目	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	旦	JF/\	<u></u> 造	į														
					増	1				減	;			廷	1	在		- 7% ⇒-	,		
年月日	増減理由		数	ţ	量	Ì	価格	Ì	数	量		価格		数	量		価 格	登 年 月 日		備	考
			建面	積	延	靧	ІШТП	建证	面積	延	靧	<u>іш</u> та	建同	面積	延	靧					
							円					円					円				
							~~~~										^^^^				

様式第14号(第36条第1項関係)

							建 診	全 台	计帳	(内訳表	)					索引	番号	
建		物	施設名															
所		在										<del>1.</del>						
摘		要																
左	月	日	増減理由			増			減			現	在		文書日付	記 載年月日	印	備考
+-	Л	Н	垣侧垤田	数 木造	=	量 非木造	価格	数 木造	<u>量</u> 非木造	価格	数 木造	量 非木造		格	記号番号	照 合 年月日	印	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
							円			円				円				

様式第15号(第36条第1項関係)

		. , . , . , .	, ,,,	,		<u>7</u>	Ĺ.	木	竹	台	帳	集 (集 計	表)	į	索引番号		
立木竹	名 称																
所 在										用	适	<u> </u>		沿 革			
種目																	
年月日	増減理由		ŧ	曽			H	或		Ę	見	在	文書日付	記載年月日	印	備	考
十万口	1百00年四	数	量	価	格	数	量	価	格	数	量	価 格	記号番号	照合年月日	印	7VHI	77
					円				円			円					

## 様式第16号(第36条第1項関係)

						<u> </u>	木	竹	台	帳	(内訳表)			索引番号	
郡	市	町村	ţ	大 字	字	2	地	番	地	目	樹種または 樹 令	面積	数量(材積)	価 格	備考
														円	

様式第17号(第36条第1項関係)

					工作	物 台	帳		索引者	番号	
工作物	施設名					well to take					
所 右	-					型式等構造		用途	沿	革	
種											
年月日	増減理由		増	ì	咸	現	在	文書日付	記載年月日	印 借	青考
1 )1 H	7日1957王日	数量		数量	価 格	数量	価 格	記号番号	照合年月日	印	12
			円		円		円				
	1	ĺ		1		I	l		1	1	

								船	舶	自 台	ì	I	帳			索引者			
船	舟白	名 称														沿			
種	目		構	造			馬	力			尺そ	の	度他			革			
左日	п	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1		坩	当 自		源	或		現		在		登 記	文書日付	記載年月日	印	備	考
年月	Д	増減理由	数	闸	価 格	数	量	価	格	数	<b></b> 化	Б	格	年月日	記号番号	照合年月日	印	7/用	5
					F.				円				円						

様式第19号(第36条第1項関係)

								柞	崔	利	٦	台	帳			索引	番号	
権	利															沿		
所	在												内 容					
種	目					登	绿	番 号								革		
年月	日	増減理由		力				浙			現		在	登記	文書日付	記載年月日	印	備考
1 / 3		THINK LIN	数	量	価	格	数	量	価	格	数量	畫	価格	年月日	記号番号	照合年月日	印	C and
						円				円			円					
																		1
																		-

			有	価 証	E 券	等 台	帳		索引番号		
有 価 証 券 等	名 称									沿	
種 目			銘 柄			内	容			革	
年月日	増減理由	±	曽	Ð	或	現	在	文書日付	記載年月日	印	備考
十月日	<b>增侧连</b> 田	数量	価 格	数量	価 格	数量	価 格	記号番号	照合年月日	印	加
			円		円		円				

様式第21号(第36条第1項関係)

, , ,						信	出目	受		台		帳			77	索引音	番号			
	かまたは	用途													•					
借 _	±	地-	所 在	地	地	番	地	目	地	禾	責	借受面	積	昔 条						
受	L-	70											Ã	受 件						
財	建	物一	所 在	地	種	目	構	造	延	面	積	借受延面	積	備						
産	<del></del>	120		•																
所	有	者	主 所																	
		L E	毛 名			_					1			考		_				
借年	受契約 月日	借受	期間	所	属年度	借	受 料	支年	出月	伺 日	指	定納期限	支年	月	出 日	検	印	摘		要
			から まで																	
			から まで																	
			から まで																	
			からまで																	
			からまで																	
			から																	
			まで から																	
	.^^^^^		まで		^^^^^					^^^^									^^^^	^^^^

様式第22号(第36条第1項関係)

				使 貸	用	許	可 <sub>台</sub>	ì		帳			Ę	索引番号	-		
施設	Ź						使恝	用許	可扣	住	所						
財産の所	生						手に	方	作用	氏名ま 人の場	たは名 合は作	名称およて 代表者	び法				
所	禹	分	掌				用		途								
種	<del>]</del> []		行 政財 通財	産会	計特	般 別会計	使契年	用 許 約 締 月	可結日				年		月	日	
土地建物	種目(地目) は用途	また 構 i	<b>数</b>	量	使用評貸	F可 数量	連		帯	住	所						
							保	証	人	氏名ま 名称	きたは						
							連		帯	住	所						
							保	証	人	氏名ま 名称	たは						
								吏 貸	Ď.								
								用 午									
								T 可  た	t								
								期									
								間									
使 貸用 付	決定年月日	金	算 算	定	基	甚 礎			定年	月日	金	額	7	算 定	·	表 礎	041
料								•		•							